

令和7年6月30日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和7年5月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外 輸入基準数量	下段:協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	101 トン	3 トン	98 トン
		101 トン	3 トン	98 トン
3	クリーム	57 トン	1 トン	56 トン
		27 トン	1 トン	26 トン
4	粉乳類	23,078 トン	3,154 トン	19,924 トン
		17,616 トン	2,817 トン	14,799 トン
5	無糖れん乳	1,358 トン	44 トン	1,314 トン
		1,357 トン	44 トン	1,313 トン
6	加糖れん乳	257 トン	43 トン	214 トン
		95 トン	8 トン	87 トン
7	ヨーグルト	17 トン	0 トン	17 トン
		17 トン	0 トン	17 トン
8	バターミルク	20 トン	6 トン	14 トン
		20 トン	6 トン	14 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801 トン	7,792 トン	53,009 トン
		46,217 トン	4,066 トン	42,151 トン
10	その他の乳製品	11,357 トン	414 トン	10,943 トン
		4,816 トン	332 トン	4,484 トン
11	バター	17,983 トン	1,666 トン	16,317 トン
		14,523 トン	1,645 トン	12,878 トン
12	豆類	75,032 トン	9,495 トン	65,537 トン
		35,697 トン	4,357 トン	31,340 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798 トン	947,834 トン	4,616,964 トン
		5,256,055 トン	888,919 トン	4,367,136 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン 170,350 トン	213,513 トン 25,043 トン	1,060,319 トン 145,307 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン 1,042,692 トン	178,673 トン 178,673 トン	864,019 トン 864,019 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン 3,529 トン	558 トン 424 トン	3,141 トン 3,105 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン 10,387 トン	3,052 トン 3,052 トン	8,720 トン 7,335 トン
17	マニオカでん粉	151,213 トン 149,682 トン	16,087 トン 16,087 トン	135,126 トン 133,595 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン 13,494 トン	2,513 トン 2,513 トン	18,445 トン 10,981 トン
19	その他のでん粉	1,890 トン 1,743 トン	172 トン 132 トン	1,718 トン 1,611 トン
20	イヌリン	3,000 トン 81 トン	84 トン 0 トン	2,916 トン 81 トン
21	落花生	35,920 トン 21,411 トン	5,899 トン 3,304 トン	30,021 トン 18,107 トン
22	こんにゃく芋	174 トン 174 トン	0 トン 0 トン	174 トン 174 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン 2,252 トン	19 トン 19 トン	9,274 トン 2,233 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン 767 トン	212 トン 132 トン	1,109 トン 635 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン 0 トン	0 トン 0 トン	0 トン 0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン 1,779 トン	108 トン 6 トン	4,412 トン 1,773 トン
27	調製食用脂	16,803 トン 2,016 トン	1,022 トン 70 トン	15,781 トン 1,946 トン
28	繭	1.6 トン 1.6 トン	0.0 トン 0.0 トン	1.6 トン 1.6 トン
29	生糸	234 トン 234 トン	17 トン 17 トン	217 トン 217 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。